

適正な工事の施工を！

－工事の施工上の留意事項－

R6.3
帯広市

帯広市が発注する工事（以下「市発注工事」という。）の施工にあたっては、工事の品質を確保するため、施工の適正化と関係法令の遵守を徹底するとともに、地元業者、地元資材を積極的に活用し、雇用の安定と就労の促進を図られますようお願いいたします。

また、公共工事の品質確保の促進に関する法律等においても、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を促進する観点から、下請契約及び工事代金等の支払いの適正化、従事する労働者の賃金及び安全衛生その他の労働条件の改善が受注業者の責務として求められています。これらの趣旨をご理解の上、次の事項について十分配慮くださいますようお願いいたします。

記

1 地元業者の活用、地元資材の優先的調達について

工事の施工に際しては、下請負人のほか、リース業務、警備業務、運送業務等での地元業者の活用、さらには地元資材の優先的調達に努めてください。

2 下請契約の適正化について

工事の一部を下請に付する場合（公共工事においては、一括下請は禁止されています。）は、下請負人と対等な立場で十分協議のうえ、工事の内容を明確にするため下請契約を結び、適正な請負代金及び適正な工期を設定するとともに、適正な時期での支払いをお願いします。また、下請負人や現場で働く労働者が不利益を被らないよう、下請代金は極力現金で支払ってください。手形併用の場合は、現金の比率を高めるとともに、手形期間は60日以内とするようお願いします。

特に労務費相当分は必ず現金払とすることが求められています。令和5年度に実施した「下請契約の適正化等の実態調査」（以下、「実態調査」という。）では、現金払額が労務費相当額を満たしていない事例は確認されませんでした。引き続き留意くださいますようお願いいたします。

また、下請負人の通知についても、請負契約書第7条に定められているとおり、発注者に対する通知義務があります。下請に付する場合は、工事に関わる下請負人等を元請の責任において明確にし、施工体制台帳の写し等を提出してください。

3 適正な水準の賃金等の支払いについて

市発注工事は、従事する労働者の労働条件を確保する観点から、最新の公共工事設計労務単価（4頁参照）により積算をしています。

実態調査では、職種毎に令和5年度公共工事設計労務単価を100%とした場合の支払い労務単価の割合を確認していますが、元請では90%未満となった職種は確認されなかったものの、下請では18職種のうち9職種で90%未満となり、そのうち3職種（軽作業員・とび工・大工）が前回（R3）調査から引き続いて90%を下回っています。

各受注業者においては、市の積算の考え方を踏まえ、適正な水準での賃金等の支払い及び下請契約をされますよう、より一層の配慮をお願いします。

また、運搬費についても、「標準的な運賃」（国土交通省告示）等に基づき適切な積算をお願いします。

4 社会保険等への加入など労働者の福祉向上について

労働者の福祉向上のため、本市では、社会保険等（健康保険、厚生年金、雇用保険等）未加入建設業者を下請契約の相手方とはしないこととしています。下請負人が社会保険等に未加入の場合、指名停止及び工事成績評定の減点の措置を受けることとなりますので、ご注意ください。

また、元請負人においては、法定福利費を明示した請負代金内訳書を契約締結後14日以内に市に提出するとともに、下請契約時には、原則、標準見積書を活用し、法定福利費を適正に含んだ額で契約をしてください。このほか、労働者福祉の更なる向上のため法定外労災補償制度への積極的加入にも努めてください。

5 消費税の取扱いについて

本市の工事請負代金額等には、消費税及び地方消費税が含まれていますので、下請契約、資材購入等においても、消費税及び地方消費税額分を適正に上乗せした価格で契約を締結してください。

6 前払金の適正使用について

元請負人は、建設業法の規定により、発注者である市から前払金の支払いを受けたときは、下請負人に対して資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければなりません。

実態調査では、下請負人の9割で前払金の支払いがなく、そのうち1割が材料費等を立替払いしている状況が確認されました。元請負人においては、資材の購入等に必要な費用を前払金として支払うなど、下請負人に対して適切に対応されますようお願いいたします。

7 工事用車両による事故防止・労働者の事故防止について

交通安全管理については、工事関係車両による交通事故の絶無を期するとともに、過積載の違反防止をはじめ機械等の保管及び運行管理を適正に行い、運転者に対して交通法規を厳守するように指導してください。

貴社の労働者はもとより、下請がある場合は、その労働者も含めて、保安教育及び工事現場内の保安設備の点検等を行い、事故防止に万全を期するよう十分配慮してください。

8 労働者の雇用拡大について

地域の活性化を図るため、公共職業安定所と密接な連携をとり、地元労働者及び季節労働者を積極的に雇用するよう配慮してください。また、パートタイム労働者や契約社員など、いわゆる非正規雇用労働者の処遇改善を促進するための「キャリアアップ助成金」等、雇用の拡大につながる国等の制度も積極的に活用してください。

厚生労働省	キャリアアップ助成金	検索
-------	------------	----

9 雇用通知書(労働条件通知書)の完全発行について

労働基準法により、使用者が労働者と労働契約を締結する際には、賃金・労働時間・休日などの労働条件を明確に記載した書面を作成して、労働者に交付しなければなりません。

貴社の労働者はもとより、下請がある場合は、その労働者も含めて雇用通知書の完全発行を徹底してください。

厚生労働省	労働条件明示のルール	検索
-------	------------	----

10 法定労働時間の遵守及び年次有給休暇の付与について

労働基準法に基づき、週40時間の法定労働時間を遵守してください。

また、雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した(する予定の)労働者には、年10日の年次有給休暇を付与するとともに、このうち5日は使用者が時季を指定して取得させてください。

なお、継続雇用する期間が6か月未満の季節労働者についても、継続就労月数が3か月以上4か月未満の者には3日程度、4か月以上6か月未満の者には5日程度の有給休暇を付与するよう努めてください。

季節労働者は、その勤務形態から、これらの有給休暇を取得できる期間が短くなることも考えられるため、就労期間中に前倒しで付与するなど、実際に有給休暇が取得できるよう努めてください。

11 無期転換ルールへの対応について

無期転換ルールとは、労働契約法に基づき、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、有期契約労働者(パートタイマーやアルバイトなどの名称を問わず雇用期間が定められた社員)の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換される制度のことです。

受注業者においては、厚生労働省の「無期転換ポータルサイト」等を参考に、無期労働契約受入体制の整備及び従業員への制度の周知を徹底するよう努めてください。

なお、無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。

厚生労働省	無期転換サイト	検索
-------	---------	----

12 働き方改革関連法の施行に伴う取組みについて

働き方改革は、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しています。

受注業者においては、厚生労働省の「働き方改革特設サイト」等を参考に、働き方改革の実現に向けて取組みを進めてください。

厚生労働省	働き方改革 特設サイト	検索
-------	-------------	----

【働き方改革関連法 ポイントと施行時期】

- ・ポイント1：時間外労働の上限規制（月45時間、年360時間）が順次導入されています。
（施行：平成31年4月1日～ ※建設業は令和6年4月1日～）
- ・ポイント2：年次有給休暇の確実な取得（毎年5日、時季を指定）が必要です。（2頁10にも記載）
（施行：平成31年4月1日～）
- ・ポイント3：正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差（基本給や賞与など）が禁止されています。
（施行：令和2年4月1日～）

13 特別徴収の実施について

給与から所得税を源泉徴収している事業主は、原則として、特別徴収義務者として市・道民税を特別徴収することが、地方税法等で義務付けられています。納税者の利便性向上のため、特別徴収の実施をお願いいたします。帯広市では現在、特別徴収義務者完全指定の取組みを推進しています。手続き等については、市民税課（直通電話0155-65-4120）にお問合せください。

14 建設業退職金共済制度等への加入について

現場労働者の退職金制度確立のため、未加入事業主においては早急に加入されますようお願いいたします。また加入事業主においては、「共済手帳受払簿」及び「共済証紙受払簿」を作成し、貴社の労働者の証紙の貼付はもとより、下請負人に対する証紙の交付と貼付の確認を徹底してください。掛金は、インターネットを利用して電子的に納付することも可能です（電子申請方式）。なお、「帯広市発注工事に係る元請事業主による建設業退職金共済制度関係事務受託処理要領」に基づき、下請を含めた建退共証紙の適正な貼付を確認するため「建退共証紙貼付実績書」を工事完成後に提出していただくこととしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

15 産業廃棄物の適正処理について

資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ることを目的に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が定められており、中でも「特定建設資材（コンクリート、木材等）」については、その再資源化が特に必要であるとされています。建設資材が廃棄物となったときの処分については、この法律を遵守し、排出者責任のもと適正な処理に努めてください。

16 継続雇用の確認について

建設工事の適正な施工を確保するためには、技術者等は所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。そのため、配置予定技術者が3か月以上継続して雇用されていることを確認できる書類（監理技術者資格者証または健康保険被保険者証等）の写しを「技術者及び現場代理人届」と併せて提出してください。

17 「工事カルテ」の作成について

建設業者の技術者等の工事実績（雇用形態、技術者個人の工事実績等）を把握するため、受注業者は各特記仕様書に基づき、工事実績情報サービス（CORINS）による「工事カルテ」を作成し、工事監督員の確認を受けた後、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを工事監督員に提出してください。

18 暴力団排除の取組みについて

帯広市は、「帯広市暴力団排除条例」を施行し、公共事業等からの暴力団の排除に取り組んでいます。下請契約や物品調達契約等に当たっては暴力団関係事業者の排除に努めるとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策にご協力くださいますようお願いいたします。

19 下請負人の皆様へ

下請負人の皆様におかれましても、本文書の趣旨を十分にご理解いただき、従事する労働者の賃金及び安全衛生その他の労働条件の改善等に努めてください。

また、工事等をさらに下請に付す場合には、元請企業としての立場で、下請契約の適正化や下請負人への指導等に努めてくださいますようお願いいたします。

令和6年3月改定 公共工事設計労務単価 (所定労働時間内8時間当たりの単価)

市発注の工事は、次の最新の公共工事設計労務単価を用いて積算しています。下請契約においては、市の積算の考え方を踏まえ、適正な水準の賃金を支払われますよう配慮をお願いします。

※囲みのある3つの職種は、R3・5年度に実施した実態調査の両年度において、実際の平均支払単価が、市の積算単価と比較して90%未満の低い状態が続いていることが確認されています。また、下線を引いている6つの職種についても、R5年度の実態調査で90%未満の低い状態が確認されています。賃金の支払水準の改善に、特段のご配慮をお願いします。

職 種	金 額	職 種	金 額
特殊作業員	23,600	土木一般世話役	26,900
	(33,200)		(37,800)
普通作業員	20,000	型わく工	26,400
	(28,100)		(37,100)
軽作業員	17,500	大工	28,100
	(24,600)		(39,500)
造園工	22,700	左官	28,300
	(31,900)		(39,800)
法面工	30,800	配管工	24,100
	(43,300)		(33,900)
とび工	27,700	はつり工	28,200
	(38,900)		(39,600)
ブロック工※	25,000	防水工	30,200
	—		(42,500)
電工	25,300	板金工	28,700
	(35,600)		(40,400)
鉄筋工	27,300	サッシ工	28,100
	(38,400)		(39,500)
鉄骨工	28,700	内装工	27,100
	(40,400)		(38,100)
塗装工	27,800	ガラス工	24,200
	(39,100)		(34,000)
溶接工	30,100	建具工※	24,300
	(42,300)		—
運転手 (特殊)	24,900	ダクト工	23,600
	(35,000)		(33,200)
運転手 (一般)	20,700	保温工	27,200
	(29,100)		(38,200)
橋りょう特殊工	33,000	設備機械工	27,100
	(46,400)		(38,100)
橋りょう塗装工	35,400	交通誘導員A	16,900
	(49,800)		(23,800)
橋りょう世話役	43,600	交通誘導員B	14,000
	(61,300)		(19,700)

・上段：公共工事設計労務単価（労働者に支払われる賃金相当額）／下段：建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担分、労務管理費、宿舍費等を公共工事設計労務単価に加算した金額（参考値）

※ブロック工・建具工については、北海道開発局の単価を掲載